

令和3年度

「地域の伝統文化 保存維持費用助成」制度の公募について

公益財団法人 明治安田クオリティオブライフ文化財団

1. 要 旨

明治安田クオリティオブライフ文化財団(平成3年6月設立：理事長関口憲一)では、古くから各地に伝承されてきた民族固有の伝統的な文化を正しく後世に残すため、これらの継承活動、特に後継者育成に必要な技能修得のための諸活動への支援を行います。

令和3年度に助成を希望される個人または団体は、以下の内容に従いお申込み下さい。

2. 公募の概要

- (1) 助成対象 地域の民俗芸能(民俗行事・民俗音楽を含む)および民俗技術(伝統的製作技術・衣食住に関わる生活技術・伝統工芸を含む)の継承活動、特に後継者育成に必要な技能修得のための諸活動に努力されている個人または団体。
- (2) 助成条件 ① 継承活動、特に後継者育成活動のため、令和3年度(2022年3月まで)諸費用の支出が予定されていること。
② 原則として公的助成や他財団からの助成を受けていないこと。
なお、次のものは助成対象外となります。
・国指定の重要無形民俗文化財(ただし、国選択の重要無形民俗文化財は対象)
・家元、流派などが確立され保存維持の見通しが立っているもの
・伝統性、地域性の希薄なもの、あるいは助成対象が不特定なもの
・助成を受ける団体の組織や形態および事業内容が明確でないもの
・伝統に基づかないイベントや行事など、当財団の助成目的に沿わないもの
- (3) 助成金額 ① 民俗芸能は、1件につき70万円限度。
② 民俗技術は、1件につき40万円限度。
- (4) 申込方法 ① 当財団所定の「申込書」と「推薦書」によりお申込みください。
(申込用紙は各都道府県の教育委員会または知事部局の文化関係所管課に送付してありますのでお問合せください)
② 申込みに際しては、都道府県の教育委員会または知事部局の文化関係所管課の推薦が必要です。
- (5) 申込期限 令和3年1月29日(金) *当日消印まで有効
- (6) 結果発表 令和3年3月下旬(予定)
- (7) 選考方法 提出書類に基づき、当財団の選考委員会で審査を行い、採否と金額を理事会に答申して決定します。
- (8) その他 申込要領詳細、申込書・推薦書 WORD ファイルを財団ホームページに掲載しています。

3. お問い合わせ先

公益財団法人 明治安田クオリティオブライフ文化財団
〒163-0633 東京都新宿区西新宿1-25-1
TEL. 03-3349-6194 FAX. 03-3345-6388
<https://www.meijiyasuda-qol-bunka.or.jp>